

(原文はインドネシア語。同英訳を和訳)

2017年9月20日

国際協力銀行 (JBIC)
代表取締役総裁 近藤 章 様

インドネシア西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 1号機、および、2号機に関する 私たちの声を軽視し続けるJBICへの苦情申立て

私たちは、コミュニティー連合であるラペル (Rapel, Rakyat Penyelamat Lingkungan : 環境保護民衆) ・チレボンを代表し、今日まで、私たちの懸念や声を繰り返し軽視してきた JBIC の態度に対し、深い失望と強い抗議を表明します。

今回、私たちは、9月19日に支援 NGO から、JBIC 職員が同日 12 時正午に 1 号機の事業サイト内にてカンチ・クロン村の住民と会合を開催予定であったことを知りました。私たちは、そのような会合について、9月19日以前には一切聞いたことがありませんでした。JBIC が私たちの村に来ているのに、これまで JBIC 総裁や JBIC 審査役にレターや異議申立書を数回提出してきた私たちには会わず、村組織レベルの役人やリーダーのみに会って話しをしているのは大変不条理なことです。私たちは、こうした状況から、JBIC が企業に買収されているので、私たちの懸念を軽視し、2 号機事業への融資貸付を実行してしまうのではないかと疑ってしまいます。

私たちは、そうした会合が、JBIC 審査役が去る 3 月に私たちとの面談をしに来た時のような方法で開催されるべきであると考えます。すなわち、会合場所は事業サイトや政府の建物ではなく中立的な場所であること、また、企業や政府関係者、および、警察や軍を含む警備要員は一切会合に参加・着席せぬことです。

最後になりましたが、重要なことを申し上げます。私たちはチレボン石炭火力発電事業 1 号機、および、2 号機に、強く反対し続けていることを繰り返し伝えます。同事業は、小規模漁業者、製塩従事者、農民の生計手段に深刻な影響をもたらしてきました。私たちはまた、長期的に、子どもたちも含む私たちの健康にさらなる影響があるのではないかと懸念しています。2 号機事業が無効な環境許認可のために違法であることも、最近の地方行政裁判所の判決で明らかにされました。したがって、私たちは JBIC が同 2 号機事業に対するいかなる融資も供与せぬよう、再度要請します。

貴行のご配慮に感謝致します。

(ラペルのリーダー2名による署名)

Cc:
JBIC 環境ガイドライン担当審査役 小林 寛 様、島田 幸司 様